

2016年度成蹊大学法科大学院入学試験 民事訴訟法

【問題1】(配点：20点)

原告の訴えを却下する判決と原告の請求を棄却する判決について、それぞれ、①裁判所がどのような判断に達した場合にされるか、②口頭弁論を経る必要があるか否か、を説明しなさい。

【問題2】(配点：30点)

売主Xと買主Yとの間で甲土地の売買契約が締結された(以下、「本件売買契約」という。)。その後、Yが原告となって、Xに対して、本件売買契約により所有権が自己に移転したと主張して、甲土地の所有権確認と所有権移転登記手続を求める訴えを提起し(以下、「前訴」という。)、請求認容の判決がされ、その判決は確定した(以下、「前訴確定判決」という。)。その判決に基づきYに所有権移転登記がされた後、Xが原告となって、Yを被告として、所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起した(以下、「後訴」という。)。後訴の審理で、Xは、本件売買契約はYの詐欺により締結されたとして、詐欺による取消権を行使し、本件売買契約で甲土地の所有権がYに移転していないと主張した。Xの取消権行使について、後訴の裁判所はその要件があるか否かを判断できるかにつき説明しなさい。